鳥取県告示第381号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月1日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	廃止の届出を受理	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	した年月日	リーヒスの種類
医療法人社団池渕	池渕医院	境港市栄町88	平成23年6月22日	介護予防居宅療養
医院				管理指導